

日 時：令和2年6月11日(木)14:00

場 所：市役所第6会議室

出席者：市長、副市長、政策推進室長、総務部長、地域振興部長、教育次長、財政課長、
政策推進室長補佐、秘書係長、政策推進室主任

取材者：テレビ岩手、読売新聞社、NHK、共同通信社、朝日新聞社、岩手日報社、
岩手放送、東海新報社、岩手めんこいテレビ、毎日新聞社、河北新報社

(敬称略、順不同)

市長挨拶

大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

6月議会が、いよいよ始まります。本日は議会内容を中心にお話しさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、5月の臨時議会にて補正を組み、これまで様々、市独自の施策を打ち出してまいりました。

市独自で支援策を考えても、国の補正予算が「後出し」で出されます。出していただくのはありがたいのですが、またそこから調整しなければいけない部分がたくさんございます。県からも同様に様々な支援策を出していただいております。

家賃補助については、日本全体で大きな話題になっています。陸前高田市の場合は、家賃補助でテナントに見返りのある方は大変少なく、すでに自力で再建された方とのギャップをどう埋めていくかを、我々は考えていかななくてはなりません。

また、議案を考えている時点といよいよ議会が始まるという時点とで、状況が変わってしまっているところもあり、頭を悩ませております。

今般、緊急事態宣言が解除され、街の中ではいよいよこれからというところもあるわけですが、人の流れを以前に戻すという段階にまだ至っておりません。

その中での国の指針、例えば「イベント等は会場の収容人数の半分程度での開催を」等、都市を想定した基準が示されている事に、実際我々は戸惑いを覚えています。

市民文化会館は640名収容、半分では300名程度です。300名程度で実際に興業が成り立つかどうか。また、今、「新しい生活様式」が言われていますが、居酒屋さんで20人座れたものを10人で商売した時に、仮に満員としてもお客さんから倍の値段をとるわけにはいかない。それで商売は成り立つか。そういった「原点」のようなところに直面しています。

我々としましては、とにかく当事者のみなさんと出来る限りお話をしながら、困っておられる当事者のみなさんへの支援が、「もう一回頑張ろう」と本当の意味での励ましになるようにしてまいりたいと考えています。

今日は、6月定例議会の内容についてお話をさせていただきます。よろしくお願いたします。

会見項目

(1) 令和2年第2回市議会定例会について

担当者)

令和2年第2回市議会定例会について、総務部長よりご説明をいたします。

「会期」につきましては、6月12日から6月24日までの13日間で、「一般質問通告件名」につきましては、6名から通告を受けております。

「提出案件」であります。報告が6件、提出議案が20件であります。

主な案件の内容につきましてご説明をいたします。

報告第1号及び報告第2号は、高田松原公園災害復旧工事その2工事及びその3工事の変更契約締結に関する専決処分報告であります。

報告第3号から報告第6号までは、令和元年度内に事業が完了できなかったことに伴う繰越明許費及び事故繰越の報告であります。

次に、提出議案であります。

議案第1号は、「市道路線の認定について」、議案第2号は、「町及び字の区域の変更について」であります。土地区画整理事業や復興基盤総合整備事業の施行等に伴うものであります。

議案第3号から議案第5号までは、「陸前高田市庁舎新築工事ほかの変更請負契約の締結」であります。

議案第6号は、「陸前高田市被災市街地復興整備事業の変更業務委託契約締結」であります。

議案第7号は、「財産の取得について」であります。消防ポンプ自動車の購入に伴う「財産の取得」であります。

議案第8号は、「陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例」であります。マイナンバーが表示された個人番号通知カードの廃止に伴う所要の改正であります。

議案第9号は、「陸前高田市子ども妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例」であります。子どもの医療費に係る現物給付の対象を拡大する条例改正であります。

議案第 10 号は、「陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例」であります。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施しようとする条例改正であります。

議案第 11 号から議案第 14 号までは、「陸前高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例」等の一部を改正する条例であります。関係法令等の一部改正に伴う所要の改正であります。

議案第 15 号は、「陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の実施及び一定条件における手続きを不要とする条例改正であります。

議案第 16 号は、「陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例」であります。市営住宅和野団地の戸数を減ずる条例改正であります。

議案第 17 号は、「令和 2 年度 陸前高田市 一般会計 補正予算（第 3 号）」についてであります。

今回の補正の内容であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る関連事業費、東日本大震災の復旧・復興関連事業費、及び人件費等の補正を計上しているところであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 6,118 万 4 千円を追加し、総額をそれぞれ、698 億 4,602 万 8 千円とするものであります。

主な事業であります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う収入減少事業者等を支援する、「新型コロナウイルス感染症対策中小企業持続化支援事業」に、5,000 万円、
 - ・ 地域経済循環に係る調査分析等を行う「地域ブランド化推進事業」に、1,815 万円、
 - ・ 今泉北地区の埋設物等の撤去を進める「復興整備事業」に、1 億 6,600 万円、
 - ・ 脇之沢漁港用地舗装等を行う「地域水産物供給基盤整備事業」に、1,800 万円、
 - ・ 防集移転元地調査業務等を行う「防災集団移転促進事業」に、9,504 万円、
 - ・ 小中学校情報通信ネットワークの環境整備を行う「教育情報ネットワーク推進事業」に、1 億 2,185 万円、
- などを、計上させていただいたところであります。

議案第 18 号から議案第 20 号までは、「国民健康保険 特別会計」から「水道事業会計」までの 3 つの特別会計などの補正予算であります。説明は割愛させていただきます。

以上で、「令和 2 年 第 2 回 市議会定例会」についての説明を終わります。

【質疑】

質問)

一般会計補正予算の中のコロナの関連事業費、中小企業を支援する持続化給付金と
いったくくりのものか。

地域振興部長)

おっしゃるとおり。なお、5月連休前に市独自の支援等行ったところだが、その後の市内事業者への調査と今回の国の方策等を踏まえて、支援を行っていく。

質問)

一般会計の補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策というのはどれくらいか。

財政課長)

約9,700万円、5事業を予定。

質問)

中小企業を支援するもの以外の事業とは、具体にはどういったものか。

財政課長)

防災管理事業費、新型コロナウイルス感染症の対応とともに、今後発生しうる、豪雨災害等での避難所運営に対応する「段ボールパーテーション」等、必要物品の購入予算として575万4千円を計上。

障害児通所給付事業費、学校の臨時休業を行った際に放課後等デイサービス、(本来は放課後のみ。今回の学校の休業に伴い、午前中から対応いただいた。)追加予定に伴う対応経費として46万5千円を計上。

中小企業の持続化支援事業費、5,000万円を計上。

交流人口拡大事業費、新型コロナウイルス感染症収束(落ち着いてからを想定)後、観光客を本市にいかに誘客し周遊していただくかという施策(クーポン券付きスタンプラリー)を予算化したもの。1,000万円を計上。

観光物産施設管理事務費、公共施設等の休業に伴い大幅な減収となった指定管理者に対し助成を行うもの。3,085万3千円を計上。

合計で、9,707万2千円を新型コロナウイルス感染症対策事業費として計上している。

質問)

マイナンバーに係る条例の改正について、これは新型コロナウイルス感染症の影響による改正か。

財政課長)

これまで、マイナンバー通知カードを紛失した場合の再発行手数料500円を法令に基づいて徴収しているが、今般、法改正により廃止とされたことによる本市の条例の

改正。新型コロナウイルス感染症の影響ではない。

質問)

一般会計補正について、地域分析はどういったものか。

地域振興部長)

本市の地域の経済を活性化させるうえで、お金が外からどのように入ってきて、外にどのように出ていくか、そういったものをかなり詳細に把握することで、循環型の経済を作ることを目指す。

質問)

具体的には、コンサルタントが入る形か。

地域振興部長)

おっしゃるとおり。

専門にされている方々と協力しながら行っていく。

質問)

1点目、中小企業の持続化支援事業、連休前に支給されていたのは理解しているが、例えばどういったところに、どれ位の要件を満たした事業者に、どれくらいの何を渡すのか。

2点目、議案第2号について、一体どのあたりの地域のことか。

3点目、議案第3号の庁舎の請負契約の変更について、どのあたりが変更になるのか。例えば工期が伸びるとかそういったところまで大きな影響がある変更か。その場合の受け止めはどうか。

地域振興部長)

1点目の中小企業の持続化支援事業について、5月の連休前に行ったのは直接聞き取りをして早急な対策が必要な飲食業等の方々に支援したもの。今回、市内約700事業所の調査を行ったところだが、飲食・宿泊の影響が大変大きいことに加え、それほど影響がないと想定された、例えば、建設業関係も影響があり、業種で区分することはできないことが明らかになった。

このことから、今回は業種で区分するのではなく、今のところは10%の減を基準に想定している。影響が出た事業者に対して支援を行っていく。

2点目の町及び字(あざ)の区域変更については、事業の関係で以前の字とずれが生じているための修正。

財政課長)

3点目の庁舎の請負契約の変更について、今工事をしている北側の敷地に資材倉庫棟及び外構工事を追加しようとするもの。

市役所庁舎については、平成31年2月に議会の議決をいただき、工事を進めさせていただいている。その時点では、敷地内に旧高田小学校の校舎が残っていたため、含めずに工事の請負契約を締結した。

今般、高田小学校の解体工事が終了し、地盤調査及び詳細な実施設計も終了したこ

とから追加で変更するもの。金額としては、7,980万3千円の増を予定している。

質問)

一般会計、売り上げが10%減少した市内の事業所に対し、事業所から申請を改めて行い、市から支払いという認識でよろしいか。また、金額はいくらか。

地域振興部長)

10%以上影響が出ている事業所を対象。事業所から申請をしていただく。金額は事業所の社員数により10万円と20万円を想定。

市長)

今、国で2次補正を審議中であり、例えば家賃補助の部分も具体的に出ているが議決されたものではない。6月市議会の会期中に国の新しい方向性が出るということで、今回こういう市独自のものを議案として出すが、国が決まればそれに合わせた形で追加議案を会期末に出す予定。その時には、今お話ししたようなものにプラスαになるか、あるいは一次産業（農業・漁業）で大変な方々もおられるので、その方々も含めたもう少し幅広の支援として、補正予算を組んで議案として提出したいと考えている。

今日の記者会見でのみなさまへのお答えが、暫定的で申し訳ないが、冒頭のごあいさつで申し上げた通り、当事者の方々がしっかりと事業を推し進めていける支援をしてまいりたい。

質問)

そうすると、今日の発表では「業種を問わない」と言いつつ、一次産業は入っていないということか。

地域振興部長)

今日お示ししたのは商工業。しかし、追加で第一次産業についても対応していく。

(2) 高田松原運動公園の開設及び体育交流施設使用に係る人数制限について

担当者)

政策推進室長からご説明をいたします。

高田松原運動公園につきましては、先週の土曜日、6月6日から一部供用を開始しているところであります。

供用を開始した施設は、第2野球場、屋内練習場、第1サッカー場、ミーティングルーム、こども広場、多目的広場、屋外トイレでございます。今回、供用開始した施設以外の施設は、準備が整いしだい、順次供用を開始することとしております。

次に、使用料の減免についてであります。

市内スポーツ少年団の活動支援を目的として、スポーツ少年団が体育交流施設を使用する場合には、使用料を全額減免とするものでございます。

次に、体育交流施設使用に係る人数制限についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、屋内施設の使用にあたっては、これまでも人数制限を設けてまいりましたが、6月19日(金)より、施設面積を基に、新たな基準を設けるものでございます。

また、使用を中止してきた、体育交流センター(夢アリーナたかた)のトレーニングルームにつきましても、条件を設けて利用を開始することとしております。

なお、屋外施設の人数制限は、国の方針に準じ、十分な間隔(できれば2メートル)をとり、人数の上限を1,000人まで可といたします。

各屋内施設の人数制限は、(1)から(3)のとおりとなりますので、お目通しをお願いします。

以上で、説明を終わります。

その他

【質疑】

質問)

新型コロナウイルス感染症の影響について、交流人口の影響はどうか。つかんでい
る数字があれば示してほしい。

地域振興部長)

会見後すぐに確認しお伝えする。

市長)

道の駅はオープン後毎月約10万人の方々にお越しいただいて、一つのヤマとして、我々も事業者の方々も5月の連休を期待していたところであった。1カ月10万人以上見込めたかもしれない。そういう意味では、新型コロナウイルス感染症の影響はこの地域にとっては大きい。特に我々は交流人口の拡大というところを一つのまちづくりの背骨にしているので、そういう意味でも観光に携わる方だけではなく様々な方々に大きく影響している。

質問)

復興工事への影響について、例えば、東京にいる責任者が県内に入れない、隣県の作業員が入れない、宿泊施設が使用できないため工事が止まった、資材が届かない、復興計画が遅れている等、現状としてみられるか。

市長)

先日URの方々ともお話しさせていただいた。新型コロナウイルス感染症の影響の

少ないところから人員を確保していただいております、工期が遅れる、工事全体が大きくなり過ぎるということはない。

質問)

今後、復興計画において何か懸念されることはあるか。

副市長)

復興事業については、予定通り。

質問)

市民文化会館の利用について、収容人数を半分にとの話が出たが、まだこけら落とし等のイベントもできていないようだが、現段階で何らかの予定はあるか。

市長)

こけら落としについて、7月12日(日)を予定している。

質問)

具体的には。

市長)

相手が伴うことなので詳細は差し控えるが、形としては、640名のところに半分の300名程度での規模で、1日2回公演として進めている。

質問)

たとえばそれは、新型コロナウイルス感染症拡大からの克服とか、復興メッセージ等をからめていくものか。

市長)

当初、名古屋フィルハーモニー交響楽団様をお招きしてということだったが、出来なくなってしまった。

たくさんの方々に応援をいただき、市民からも期待されている施設であるため、メリハリをつける意味でも、改めてこけら落とし的なことをしなければという思いがある。

それ以上の話は出ていない。

質問)

1点目、今年度は広田の海水浴場は開設するのか。

2点目、国の補正予算成立等の動きのある中で新型コロナウイルス感染症対策関係の長期化含め、改めて、市として国・県に対して何を望むか。

地域振興部長)

広田海水浴場について、地元住民と話し合いを持っている最中。他の海水浴場では今年度開設しないところが多く、地元からも様々な不安要素から慎重論が出ている。

正式決定ではないが、今年度開設しない方向での検討を考えている。

市長)

国・県に望むのは、まずはスピード感というところ。

我々としても現場に対応すべく予算を組んでいくが、後から国が同じような制度を作ってくれるのはありがたいのだが、実際には、二度手間の部分もある。

給付金についても、手続きが煩雑という声も聞こえていることから、まずは、スピードを得るためにはどうしたらよいか、しっかりとお考えいただきたい。

もうひとつは、どうしても新型コロナウイルス感染症患者の多い東京・大阪等の都市に則した手立て・対応策が講じられている。それは確かに当然のことではあるが、一方で、海の高級食材など豊洲でも値崩れが起きている現実がある。加えて貝毒の発生もある。

家賃で大変な人を助けるのも大事ではあるが、ひとりの国民という目線でもう少しマクロのところを支えていただくよう、意を用いていただきたい。

経済産業省が動いても、なかなか水産・農業のところまで難しいことが予想される。

そこは、農林水産省のところできっかりと「地方」と呼ばれる部分の現実を見ていただいて、対応をいただきたい。

質問)

1 点目、先日、釜石市の野田市長が、県に対し緊急要望を行ったところだが、陸前高田市としては市の独自政策を講じている中で、今後、要望等の予定はあるか。その場合、具体には何か。

2 点目、復興工事の大きな遅れはないとの話であったが、市が誘致してきたホテルであったり、ワタミのテーマパークであったり、そういったものへの影響はどうか。

市長)

県に対しては、野田市長のような形式のものではないが、様々な場面で我々の要望をお伝えしている。

ただし、県も盛岡市が近いとどうしてもそういう感覚になるので、本日これまで私が申し述べたようなことについては、特に、強く要望しているところ。

オーガニックランドやホテル誘致については、基本的には計画通り。

しかし、実際にはホテル業界も飲食業界も非常に厳しい状況にあるので、我々として心配はしているが、今のところはお心配なさらずにと言っている。

質問)

先日成立した改正復興庁設置法により、正式に10年間延長となったが、改めて市長の受け止めは。

市長)

私たちとしては、復興を最後までしっかり終わらせるということ。今年度中にハードを終わらせる。今回改めて国の方針が決まったということに関しては、私たちにとっては非常に安心感がある。

実際に人の行き来ができない中でも、藤原政務官は連絡をくださったりしている。

復興庁ができてから被災地とずっと共に歩いてきてくださったことから、私たちも一体感を持って復興に臨んでいる。大変心強く、最後まで推し進めるべく頑張っていただけのもと考えている。

質問)

延長した期間については、市としては国に何を求めるか。

市長)

実際に我々のところは、10年といってもそこまでではない。ただし、区画整理事業はまだ一定程度時間は要することが想定されるので、期間をとっていただいたのはありがたいこと。

工事が終わったからといって復興したとはならない。復興庁のみならず国交省等関係省庁には、ハードが終わったとしても地域の活性化のために国として様々ご協力をいただけるような省庁であってほしい。

以上